

D. C. Douglas, William the Conqueror.  
The Norman Impact upon England,  
University of California Press, 1964.

鈴木利章

一〇六六年九月二八日、なんら抵抗をうけることなくサセック  
スに上陸したノルマンディ公ウィリアム二世は、翌月十四日セン  
ラックの丘にて——ヘースティングズの戦——イングランド王ハ  
ロルドの軍隊を打破り、十二月二五日クリスマスに、ウィリアム  
一世として、イングランドの王冠を手にした。これら一連の諸事  
件をわれわれはノルマン征服と呼んでいる。この征服の歴史的評  
価はまださだまらず、甲論乙駁の状態ではあるが、この問題の重  
要さは、近世初頭以来現在にいたるまで、約四〇〇年以上にわた  
って執拗にくりかえされてきた論争に、時には学問の次元で、時  
には政治上の立場とからみあい、時には宗教的実践の影響の下に  
行なわれた論争に、反映しているのではないだろうか。古くは一  
五三〇年 John Rastell が、この問題にふれて以来、征服以前の  
教会にプロテスタントイズムの原型をさぐりあてたり (Matthew  
Parker) 貴族的偏見をもって征服王を English Greatness の  
建設者の一人と考えたり (John Hayward, W. Temple) 同じ  
愛国的立場に立ちながらも、ノルマン征服を国民的悲劇と断定し  
たり (W. Camden)、ホイッグ的立場から、征服王は自分達の特別

な敵であり外国の暴君と規定されたり、さらにはノルマン征服は  
「ノルマンの軛」という革命思想までも生みださせた (Levellers)。  
イギリス思想史の中における征服王の死後の経歴は、英国十一世  
紀史における彼の実際の経歴におとらず注目すべきものであった。  
このようにして、征服王の評価は十九世紀中葉、両者とも著名な  
ヴィクトリア朝の歴史家であった E・フリーマンとトーマス・カ  
ーライルの全く対照的な二つの独断に整理されていく。つまり前  
者は、この征服の意味を全く評価せず、ゴッドウィンやハロルド  
などウエセックス家のひとびとを、イギリス・ナショナルリズムの  
英雄、議会制政府の擁護者として、あたかも十一世紀のグラドス  
トーンのごとく描いている。これに反して、後者は、「ノルマン  
人がおらなければ、それはどうなったことか」と毒づき、征服前  
のイギリス人ががつがつしてばかりで、英雄的な苦勞、沈黙、忍  
耐をしらない輩である と罵倒している。

この両極端な解釈は、姿をかえて現在にまでも尾をひいている  
ようである。現在では、このような特殊な偏見からの歴史解釈か  
らぬけようとしているが、まだぬげきれないのではないだろう  
か。J・ラウンドに端を発し、F・ステントンの補強を経て現在  
通説となっている断絶説・非連続説は、古くは Henry Spelman  
や Robert Cotton に求められるものであり、最近再度台頭しつ  
つある連続説は、フリーマンを中心に、W・スタップス (M・ポー  
ウィックが代表)、F・メートランド (E・ジョン)、P・ヴィノグ  
ラドフ (W・ホリスタ) への直接の復帰を目ざしている。より学問  
的になり、より厳正な史料批判に基づいているとはいえ、論争の  
根は深いものであった。ひるがえって、フランス人のウィリアム

征服王解釈をみれば、まさにその感を深くする。カルウイニストや革命主義者以外のフランス人の目には、彼は国民的英雄とのみ映っていたのである。Ch. Hill, The Norman Yoke, 1958 がはつきりとしめしているように、この主題の史学史は、英国政治思想史を構成するに十分な材料を提供しうる問題であった。

現在においては、長年の論争の結果として論点も整理され、両者の間に共通の事項も生れている。たとえば、非連続説をとなえる学者でも、マナー体制の連続は認めており、他方連続説を提唱する研究者でも、貴族層の完全な交替という現象にはなんの疑問をも提出しない。このように、論争は煮つまり、論点の緊迫度に強弱の差はあるが、征服によって導入された新制度が、いかなる歴史上の意味を持ち、また既成の制度にどの程度影響を受けたか、とくにノルマン人が封建制度を英国に導入したのか、それともかれらが征服したとき、イングランドでみいだした封建体制を単に強化したものにすぎないのか、この封建制度の導入の有無が問題の中心となっている。もう少し詳しく論争点をさぐれば、国王と直屬受封者との間に存在している封建契約ではなく、その下部にある騎士層と征服前のセイン層の制度的連関の有無が中心問題となっている。本書は、この論争の伝統からできるだけ離れ、客観的に、この征服を評価しようとしたものであるが、この論争の解決に大いに役立つ。本書紹介の理由も、ここにある。

#### 第一部 若き公爵

##### 一 誕生と遺産

##### 二 即位と少年時代（一〇三五—一〇四七）

### 三 生存への闘争（一〇四七—一〇七〇）

#### 第一部 公領における公爵

##### 四 公爵と新貴族層

##### 五 教界の復興

##### 六 公爵ウイリアムの統治

#### 第三部 アンダロ・ノルマン王国の成立

##### 七 ノルマンディとイングランド（一〇三五—一〇六五）

##### 八 イングランドの征服（一〇六六—一〇六七・三）

#### 九 アンダロ・ノルマン王国の防衛（一〇六七・三—一〇八五・一）

#### 第四部 王国における国王

##### 一〇 国王ウイレルムス

##### 一一 封建体制

##### 一二 王国行政

##### 一三 教会における国王

##### 一四 統治の終焉（一〇八五・クリスマス—一〇八七・九・九）

#### エピローグ

#### 付録

目次からもわかるように、本書はウイリアム征服王という個人の経歴を辿ることにより、英国へのノルマン・インパクトを明らかにしようとしたものであり、それぞれの時期において、さぎにのべた論争に重要な示唆を与えている。したがって、また紙数の関係から、この論争に関係している部分にできるだけ焦点を絞って、この書物の紹介にかえたい。

ウイリアムはノルマンディに一〇二七年かまたは一〇二八年秋に生れた。この地方は、その名前からも推定されるように北欧的要素を強く残していると考えられていた。このノルマンディの公

爵が Pyratarum Dux (Duke of Pirates) と呼ばれたり、一〇一四年北西ゴールを荒したヴァイキングの指導者と親交を持っていることなどこの地方の北欧的要素残存の証拠となる。もちろんこの地方は、カロリング帝国の公権力という伝統的な特権も残しており、この二つの要素を背景としてウィリアムは、後に西ヨーロッパ有数の公国を作ったのである(第一章)。このような伝統の下に、一〇三五年父ロベール一世がイェルサレムへ巡礼に旅立つ直前、全く偶然公位につく。彼が庶子であったことは、今後の彼の地位に重大な影響を与えた。これは、彼の公位継承権への疑問として表面化し、彼は公位確保のため、そして公位安定のため苦しい戦争を経験しなければならなかった。この経験を通じて体得された不屈の精神こそイングランド征服を成功させる原動力となつたのではないだろうか(第二・三章)。征服王が生存への闘争を行なっている時期のノルマンディにおいて、二つの注目すべき現象、つまり封建的新貴族層の興隆と聖界の復興とがみられた。前者はイギリス征服の軍事的なバックグラウンドとなり、ついにはイギリス貴族層を一掃し、彼らにかわつてイギリス貴族となるものであり、後者は征服王に政治的統一を与えたのである。著者は、第二部でこれらの問題を論ずる。

まず第四章において、これら発展のうち、最初の封建的新貴族層の興隆をとりあげる。そしてこの興隆を証明するため有力貴族と中流貴族とをそれぞれ二家ずつ例として、それらの発展をあとづける。ここではこの内の一つだけを紹述するにとどめる。例としてとりあげる貴族は、ノルマンディの中部よりやや東部に盤踞する有力貴族 Beaumont 家である。この家系でボーモンに土地

を獲得したのは、ロベール一世(一〇二七—一〇五五)の支持者である Humphrey of Vieux であつた。一門の繁栄はボーモンに城郭を建設し、ここを本拠地とした彼の子息 Roger of Beaumont の時に基礎づけられる。そしてヘースティングズの戦いには、ロシアの長男ロベールが参加し、ドゥムズデイ・ブックによれば、彼はドーセットとグロスターシアの領主として記載されている。彼の息子ロベールとヘンリーのとき、ますます繁栄し、それぞれレスター伯、ウォリック伯とに任命せられアングロ・ノルマン時代の政治に重要な役割を演じている。これがボーモン家の発展のアウトラインであるが、これだけからも、新貴族層の発展が急速で目覚ましいことがわかる。著者があげているトスニ家、ウェルン家、モンフォール家の発展も、だいたいボーモン家と同じ経過をたどってきている。

では、これら新興貴族層の成長により、征服直前のノルマン社会の構造はどのようになつたのであろうか。H・ハスキンスによれば、高度に発達した封建社会であつたといわれていたが、著者は新史料に基づき通説の修正を求める。つまり、通説においては、直屬受封者の負担騎士数は、征服前後のノルマンディと征服後のイングランドとにおいて厳格に規定されており、受封者も自分の封土は、公爵なり国王なりより条件つきで——軍事奉仕をする——保有している社会であるとしていた。しかし新史料の研究の結果、通説のいうように征服前のノルマンディにおいては、騎士数の厳格な規定もなく、かならずしもすべてが条件つきで土地を保有していないことが明らかにされ、通説でいうほど征服前のノルマンディの封建制度は一律的にも高度でも完成されたものでも

ないことが示されたのである。これに基づいて、封建制度はノルマン征服によりイングランドで完成し、それがつぎにノルマンディに逆輸出されてノルマンディの封建制度も完成すると結論づける。これは新しい興味ある結論といえる。そしてイングランドとノルマンディにおける封建制度成立の研究に新しい局面を示したものであろう。

なおノルマン貴族とその家臣との間にみられる主従関係は、征服前のノルマンディ社会においてもみられ、この関係がそのままイングランドに輸入されている。Montgomery—Pantulf, Tosny—Clarisなど、例は多く挙げられる。このように公爵——モンゴメリ——バントゥルフという縦の結びつきが、そのままイングラントに導入され、イギリス封建制度を建設させたのである。

第五章では、新貴族層の支持とクリューニ派の影響の下に聖界が復興していく様子をのべる。復興とともにたらした「神の休戦」なるものが、後に Pax Ducis (公の平和) と混合して、ウィリアムの権力の基礎となる。

以下 六・七・八・九・十章において、具体的なノルマン征服、イングランド王国としてのウィリアムについて叙述し、第一章において、イギリスにおける封建制度の問題にふれる。ここで、始めて、冒頭にあげた論争に直接ふれる。

著者は、論点を整理して、封建制度を二つに区分する。その一つは、国王による直屬受封者への *Servitia Debita* の要求であり、もう一つは直屬受封者が自己の領臣にする転封 (*Subinfeudation*) である。そして著者は、この二つの部分についてそれぞれ連続・非連続面を検討する。前者については、連続説を主張する研究家

	Estate	軍事奉仕の基礎	戦闘方法
セイ	普通5ハイド	身分に基づく	歩兵戦術
ナイト	不定	土地保有に基づく	騎馬戦術

が提出する史料では全く不十分であり、ノルマン人による導入と考えるのが正しいとし、通説を支持している。しかし、後者については、論争が複雑になり、それだけに未解決の問題もでてくる。

この中で、とくに断絶説と連続説とが正面衝突している問題は、征服前後の戦士階級、つまりセイとナイトの制度上の関係であろう。定説によれば、セイとナイトの間には顕著な差がみられ、人的にはもちろんのこと制度的にも全くつながらない。この両者の対照点を便宜上表にしておけば、上のようになる。したがって連続説を主張する学者は、この表を否定していくのである。例えば、M・ホリングズ女史は、ウースタ司教領を対象として、この土地における *Knight Fee* (騎士奉祿) は、以前セイにより保有されていたものと同様に、五ハイドであることを証明し、上表の差の一部をとりぞいてしまった。これに対して著者は、これは、ウースタ一地方の現象であり、他の地方でどれだけ証明されるか疑問であるとしている。

また、戦術上の差に対して連続説は、征服前における騎兵の存在、征服後における騎士による歩兵戦術の採用などの史料により、差の解消に努めている。しかし著者は、征服王が、ノルマンディで征服前に行った戦争のほとんどは、城攻めであり、この際馬上の騎士はあまり役立っていないことに注意をむけている。したがって、この城攻めの場合の歩兵戦術は、騎士本来のものでないと拡大解釈してよいのではないかとしている。ここにおいてもま

た著者の主張は定説に近い。そのほか、征服前後における傭兵、フェルド、軍役代納金の問題も論じているが、ここでは連続を認めている。

しかしながら、著者は、「すべての修正が加えられても、イングランドにおける一貴族層の崩壊と、軍事的土地保有 (Military Tenure) により土地を保有する新貴族の成立は、疑いなく革命的変革を伴った」と結び、定説を支持して、ノルマン征服の意味を高く評価している。なお、著者がウィースタの十世紀末の *Laen land* の問題を全く無視しているのは何を意味しているのであらうか。

第二章では、征服王が、ノルマンディにおけると同様、イングランドにおいても、伝統的権力をうまく利用したことが論ぜられ、第一三章では、ノルマンディにおける聖界復興がイングランドでどのようになったかを、最終章で、征服王最後の二十ヶ月を問題にした。そしてエピソードでもって「このようにしてウィリアム征服王はその生涯を終えた。……中略……ノルマンによるイングランド征服は、多分キリスト教への改宗と宗教改革の中間にあるイギリス史上で、最も革命的事件であった」と結び、征服王によるノルマン征服に高い評価を与えている。

つぎに、二・三疑点を指摘しておきたい。本書の紹介を通じて理解されたように、十一世紀中葉の征服王の軍事的成功は、世紀初頭に始まった社会的・政治的諸動向に全く依存していた。つまり封建的新貴族層の興隆による軍事的支持と聖界の復興による政治的統一の強化を背景として、ノルマン征服は実行にうつされたのである。著者の記述よりこれら二つの興隆と復興のプロセ

スはよく理解されるのであるが、なぜこのような時期にこの新貴族層が台頭してきたのかという問題にはほとんどふれていない。

(聖界の復興についてはクルューニ派修道士の移住が大きな契機になっている)。もちろん本書がウィリアム征服王の伝記という制約があるかもしれないが、この新貴族層興隆の原因は、ノルマンディにおける封建制度の導入ないし成立の原因をさぐることにつながり、さけることのできない重要問題である。著者は、教会、修道院領の没収、結婚政策などによりこれら貴族層が台頭してきたとしているが、私は、この台頭を十世紀末より十一世紀初頭にかけて一般的となる城郭の建設と結びつけられるのではないかと思う。十世紀フランス中部で発生した *Motte and Bailey* 型の城郭が、同世紀末より十一世紀初頭にかけて、ポアチエ地方で *Lusignan* 家 (Sid. Painter, *Castellans of the Plain of Poitou in the Eleventh and Twelfth Centuries*, *Speculum*, 1956 参照) や *Parthenay* 家 (G. T. Beech, *A Rural Society in Medieval France*, 1964 参照) などの城主階層の成長に一役をかい、ノルマンディ地方でも、新しい封建貴族層の成立を促したとは考えられないだろうか。事実、著者が新貴族の興隆の具体例として挙げた *Tosny* 家、*Beaumont* 家、*Vernon* 家は、かれらの拠点として、それぞれ *Thilieres*, *Beaumont*, *Vernon* の城を持つているのであり、封建的新貴族層の興隆と城郭の導入との間になんらかの関係があるように思われる。もちろん、もっと多くの例を挙げなければ確実なことはいえないので、これは今後の研究課題として残しておきたい。

また著者は、無造作に新貴族層といっているが、これ以前の貴

族層といかなる点で異っているのかはつきりしていない。多分旧貴族は、地方領主というよりは、むしろカロリンドン朝の役人であり従属的な伯爵や子爵、さらには司教などであり、公的または半公的な性格の貴族であるのにたいし、新貴族は、封建領主で、中には伯・子爵もいただろうが、かれらは、王よりも公爵に忠誠を誓っていたと思われる (J. Strayer, Book Review [M. Fauroux, *Recueil des Actes des Ducs de Normandie*, 911—1066] *Speculum*, 1962 p. 608)。

そのほか、著者は、ステントンを論拠にしてセイン層が五ハイドを持っていたとしているが、これは著者が注記している文献には見あたらない。この主張は、むしろセイン層が五ハイドの原則でもって軍事奉仕をするという新連続説の重要な論拠の一つであり、連続説派は、この事実より、セイン層の軍事奉仕はテリトリーフルなものであり、封建的軍事奉仕に近いものと断定している。ノルマン征服の伝統的解釈を支持する著者はこの問題をどのように釈明するのか。セイン層の土地に五ハイドを認めることにより、いかにして断絶説が主張しうるのか、この点の充分な議論の展開がほしかった。

これまで、H・ハスキンス、ステントンなどにより、初期ノルマン社会研究の史料は少く、あっても信憑性の全くないものとされ、研究の困難が指摘されてきた。しかし最近では、カーン大学の M. de Boiard, Jean Yver, Lucien Musset 等の三教授が中心となり、ノルマンディ新研究があらわされており、また M. Fauroux により、きわめて重要なチャーターが整理、刊行されるな

ど、ノルマンディ研究の発達はめざましい。著者はこれらの新研究、新史料を充分に利用し、ノルマンディにおける公権力拡大のプロセスを論じている。これは本書の特徴の一つといえよう。またこれは、著者年来の主張である英仏学者協同によるノルマンディ研究の一つの実践的成果でもあった。

巻末のビブリクグラフィも大変役立つ。ただ日本で大変注目されている Eric John, Land Tenure in Early England, 1960 がこの中に記載されないのは何を意味するのであろうか。

本書は、その序文にもあるように、一九六三年オックスフォード大学のフォード講座の成果である。一九二九年の成果が M. Stenton, *The First Century of English Feudalism*, 1932, 2nd ed., 1961 であり、一九四四年のそれが A. L. Poole, *Objections of Society in the XII and XIII Centuries*, 1946 であってみれば、この書物の重要さがおしはかれる。

なお筆者は、英国学士院の特別会員であり、プリンスドル大学史学名誉教授である。本書の他に *The Social Structure of Medieval East Anglia* (Oxford, 1927); *Feudal Documents from the Abbey of Bury St. Edmunds* (British Academy, 1932); *The Domesday Monachorum of Christ Church, Canterbury* (Royal Historical Soc., 1944) などの著作、史料編纂のほか多数の論文がある。

(昭和四十年三月十八日) (京都大学研究奨励生)